

# 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 条 例

ページ

○県立学校条例の一部を改正する条例	(教育庁高校教育課)	一
○職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	一
○株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例	(人事課等)	一
○公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例	(行政経営推進課)	二
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	(職員厚生課)	三
○宮城県県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	三
○県税減免条例の一部を改正する条例	(同)	一〇
○農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	(同)	一〇
○地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	一〇
○企業立地促進のための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	一一
○特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例の一部を改正する条例	(自然保護課)	一一
○視覚障害者情報センター条例	(障害福祉課)	一一
○温泉法施行条例の一部を改正する条例	(薬務課)	一二
○国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例	(国保医療課)	一四
○富県宮城推進基金条例の一部を改正する条例	(経済商工観光総務課)	一四

## 条 例

○港湾施設管理条例の一部を改正する条例	(港湾課)	一四
○県立都市公園条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	一六
○県営住宅条例の一部を改正する条例	(住宅課)	一七

県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十六号

県立学校条例の一部を改正する条例

県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「第六十三条の三」を「第九十七条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第五項中「第六十三条の三」を「第九十七条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十七号

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年宮城県条例第八十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第十三条第一項第三号」を「第十三条第一項第四号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

平成二十年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十八号

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例  
(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)に規定する沖縄振興開発金融公庫」に改める。

(県吏員恩給条例の一部改正)

第二条 県吏員恩給条例(大正十三年宮城県令第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項ただし書中「国民金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第三条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)に規定する沖縄振興開発金融公庫」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十九号

公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十六年宮城県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第八条を第十四条とし、第七条を第八条とし、同条の次に次の五条を加える。

(指定管理者選定委員会の設置)

第九条 知事の諮問に応じ、指定管理者に指定しようとするものを選定するため、次に掲げる指定管理者選定委員会を置く。

一 宮城県総務部指定管理者選定委員会

二 宮城県環境生活部指定管理者選定委員会

三 宮城県保健福祉部指定管理者選定委員会

四 宮城県経済商工観光部指定管理者選定委員会

五 宮城県農林水産部指定管理者選定委員会

六 宮城県土木部指定管理者選定委員会

2 病院事業管理者の諮問に応じ、指定管理者に指定しようとするものを選定するため、宮城県病院局指定管理者選定委員会を置く。

3 教育委員会の諮問に応じ、指定管理者に指定しようとするものを選定するため、宮城県教育委員会指定管理者選定委員会を置く。

(組織等)

第十条 前条第一項各号に掲げる指定管理者選定委員会、前条第二項の宮城県病院局指定管理者選定委員会及び前条第三項の宮城県教育委員会指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)は、それぞれ委員八人以上で組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、必要の都度、知事等が任命する。

3 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第十一条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第十二条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営に関する事項)

第十三条 第九条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(指定管理者選定委員会への諮問)

第四条 知事は、前条の規定により指定管理者に指定しようとするものを選定しようとするときは、次の各号に掲げる公の施設の区分に応じ、当該各号に定める指定管理者選定委員会に諮問しなけれ

ばならない。ただし、他の条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 総務部が所管する公の施設 宮城県総務部指定管理者選定委員会

二 環境生活部が所管する公の施設 宮城県環境生活部指定管理者選定委員会

三 保健福祉部が所管する公の施設 宮城県保健福祉部指定管理者選定委員会

四 経済商工観光部が所管する公の施設 宮城県経済商工観光部指定管理者選定委員会

五 農林水産部が所管する公の施設 宮城県農林水産部指定管理者選定委員会

六 土木部が所管する公の施設 宮城県土木部指定管理者選定委員会

2 病院事業管理者は、前条の規定により指定管理者に指定しようとするものを選定しようとするときは、宮城県病院局指定管理者選定委員会に諮問しなければならない。ただし、他の条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、前条の規定により指定管理者に指定しようとするものを選定しようとするときは、宮城県教育委員会指定管理者選定委員会に諮問しなければならない。ただし、他の条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。  
別表に次のように加える。

宮城県総務部指定管理者選定委員会の委員	出席一回につき	一、六〇〇円	六級
宮城県環境生活部指定管理者選定委員会の委員	出席一回につき	一、六〇〇円	六級
宮城県保健福祉部指定管理者選定委員会の委員	出席一回につき	一、六〇〇円	六級
宮城県経済商工観光部指定管理者選定委員会の委員	出席一回につき	一、六〇〇円	六級
宮城県農林水産部指定管理者選定委員会の委員	出席一回につき	一、六〇〇円	六級
宮城県土木部指定管理者選定委員会の委員	出席一回につき	一、六〇〇円	六級
宮城県病院局指定管理者選定委員会の委員	出席一回につき	一、六〇〇円	六級

宮城県教育委員会指定管理者選定委員会の委員

出席一回につき

一、六〇〇円

六級

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年宮城県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成二十二年四月一日」を「日本年金機構法(平成十九年法律第九号)の施行の日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮城県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十一号

宮城県県税条例の一部を改正する条例

宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中、「寄附金控除額」を削る。

第二十七条を次のように改める。

(寄附金税額控除)

第二十七条 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額)が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千円を超える場合にあっては、当該百分の四に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において、「控除額」という。)をその者の第二十五条及び前条の規定

定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（第百十三条第一項に規定する共同募金会（その主たる事務所を県内に有するものに限る。））に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、令第七条の十七各号に掲げるもの

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第二十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額）とする。

一 当該納税義務者が第二十五条第二項に規定する課税総所得金額（以下この項において、「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第一号イに掲げる金額（以下この項において、「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

百九十五万円以下の金額	百分の八十五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の八十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の七十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の六十七
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の五十七
千八百万円を超える金額	百分の五十

二 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第二十五条第二項に規定する課税山林所得金額（以下この項において、「課税山林所得金額」という。）及び同条第二項に規定する課税退職所得金額（以下この項において、「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 百分の九十

三 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するときは、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合（イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該イ又はロに定める割合のうちいずれか低い割合）

イ 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

ロ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

第三十二条の四第一項中、「又は」を、「若しくは」に改め、「（以下この項において、又は同法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等（次項において、「上場株式等の配当等」という。））を加え、同条第二項中、「国外特定配当等」の下に、「又は上場株式等の配当等」を加える。

第三十二条の七第一項中、「第三十七条の十一の四第三項」を、「第三十七条の十一の四第二項」に改める。

第三十七条第一項第五号中、「第三十七条の三」を、「第三十七条の四」に、「第三百四十四条の八第三項」を、「第三百四十四条の九第三項」に改める。

第三十八条第一項第一号ロ中、「投資法人及び」を、「投資法人」に改め、「特定目的会社」の下に、「並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）」を加える。

第四十三条第一項第三号から第五号までの規定中、「分配」の下に、「又は引渡し」を加える。

第六十条第四項中、「第三十九条の三の三」を、「第三十九条の三の二」に改める。

第六十三条中、「の検査の申請者が」を、「又は第六十七条第三項の検査について自動車検査証の返付を受けようとする者から」に、「する場合」を、「受けた場合」に、「当該申請者がその検査を受けようとする」を、「当該検査に係る」に改める。

附則第四条の二第二項第一号中、「第二十六条、法第三十七条の二」を、「から第二十七条まで、法第三十七条の三」に、「及び附則第五条の四第一項」を、「附則第五条の四第一項及び附則第五条の五」に改め、同項第三号中、「法第三百四十四条の七」を、「から第三百四十四条の八まで」に、「及び法附則第五条の四第六項」を、「法附則第五条の四第六項及び法附則第五条の五第二項」に改め、同条を附則第四条の次に次の一条を加える。

（公益法人等に係る県民税の特例）

（公益法人等に係る県民税の特例）

（公益法人等に係る県民税の特例）

（公益法人等に係る県民税の特例）

第四条の二 当分の間、租税特別措置法第四十条第三項後段（同条第六項から第九項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第三項に規定する公益法人等（同条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第三項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第三条の二の三第一項に規定するところにより、これに同法第四十条第三項に規定する財産（同条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

附則第五条の三を次のように改める。

第五条の三 削除

附則第五条の四の次に次の一条を加える。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第五条の五 第二十七条の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第二十五条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第十六条の二第一項、附則第十七条第一項、附則第十八条、附則第二十条、附則第二十一条第一項又は附則第二十三条第一項の規定の適用を受けるときは、第二十七条第一項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第一項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第二十五条及び第二十六条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額）とする。

一 第二十五条第二項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第二十七条第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

二 第二十五条第二項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第二十七条第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

三 前年中の所得について附則第十七条第一項の規定の適用を受ける場合 百分の五十五

四 前年中の所得について附則第二十条の規定の適用を受ける場合 百分の六十

五 前年中の所得について附則第十六条の二第一項、附則第十八条、附則第二十一条第一項又は附

則第二十三条第一項の規定の適用を受ける場合 百分の七十五

附則第六条第一項中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「免税対象飼育牛である場合」を「免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が二千頭以内である場合に限る。）に改め、同条第二項中「同項に規定する」を削り、「が含まれている」を「又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該を超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に、「第二十五条まで及び前条第一項の規定にかかわらず」を「第二十七条まで、法第三十七条の三、法附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び前条の規定にかかわらず」に改め、同項第二号中「第二十五条まで及び前条第一項」を「第二十七条まで、法第三十七条の三、法附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び前条」に改める。

附則第八条及び附則第十条の二第一項中「一部分配」を「一部の分配又は引渡し」に改める。

附則第十条の二の次に次の一条を加える。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の施行に伴う法人の事業税の税率の特例）

第十条の二の三 平成二十年十月一日以後に開始する各事業年度に係る法人（第三十八条第三項において法人とみなされるものを含む。以下この条において同じ。）の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）についての第四十一条、附則第十条の二及び前条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第四十一条第一項第一号の表	百分の三・八	百分の一・五
	百分の五・五	百分の二・二
	百分の七・二	百分の二・九
	百分の五	百分の二・七
	百分の六・六	百分の三・六
第四十一条第一項第三号の表	百分の五	百分の二・七
	百分の七・三	百分の四
	百分の九・六	百分の五・三
第四十一条第一項	百分の一・三	百分の〇・七
第四十一条第三項第一号八	百分の七・二	百分の二・九
第四十一条第三項第二号	百分の六・六	百分の三・六

第四十一条第三項第三号	百分の九・六	百分の五・三
附則第十条の二第一項第一号ハの表	百分の三・九九	百分の一・六九
	百分の五・七七五	百分の二・四七五
	百分の七・五六	百分の三・二六
附則第十条の二第一項第二号の表	百分の五・二五	百分の二・九五
	百分の六・九三	百分の三・九三
附則第十条の二第一項第三号の表	百分の五・二五	百分の二・九五
	百分の七・六六五	百分の四・三六五
	百分の十・〇八	百分の五・七八
附則第十条の二第二項	百分の一・三六五	百分の〇・七六五
附則第十条の二第三項第一号ハ	百分の七・五六	百分の三・二六
附則第十条の二第三項第二号	百分の六・九三	百分の三・九三
附則第十条の二第三項第三号	百分の十・〇八	百分の五・七八
附則第十条の二第五項	百分の六・九三	百分の三・九三
附則第十条の二の第一項	百分の八・二九五	百分の四・六九五

附則第十一条を次のように改める。

(認定長期優良住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第十一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第 号)第十条第一号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成二十二年三月三十一日までにした場合における第五十三条の二第一項の規定の適用については、同項中、「住宅の建築」とあるのは、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第 号)第十条第二号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは、「については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「千二百万円」とあるのは、「千三百万円」とする。

附則第十六条の次に次の一条を加える。

(上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第十六条の二 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等(以下この項及び次項において、「上場株式等の配当等」といふ。)

を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、第二十三条及び第二十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において、「上場株式等に係る配当所得の金額」といふ。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額(法附則第三十二条の二第三項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、法附則第五条第一項の規定は、適用しない。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について第二十三条及び第二十五条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合には、法附則第三十三条の二第三項各号に定めるところによる。

附則第二十一条第一項中、「及び附則第二十一条の三第一項」を削り、同条第二項中、「及び」を「並び」に改め、「第三十七条の十第四項」の下に、並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項を加え、「支払われる金額(同項の規定により同条第一項)を、交付を受ける金額(これらの規定により同法第三十七条の十第一項)に改める。

附則第二十一条の二第一項中、「及び次条第一項」を削り、同条第二項中、「特定管理口座」を「特定管理口座」以下この項において、「特定管理口座」といふ。)に係る同条第一項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座」に改め、「及び次条第一項」を削る。

附則第二十一条の三を次のように改める。

第二十一条の三 削除

附則第二十一条の三の次に次の一条を加える。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る県民税の特別徴収の特例)

第二十一条の三の二 租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座が開設されている第三十二条の四第一項に規定する特別徴収義務者が、同法第三十七条の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等につき、第三十二条の四第二項の規定に基づき県民税の配当割を徴収する場合における第二十一条第一項第六号、第三十二条の四第一項及び第三十二条の五の規定の適用については、第二十一条第一項第六号及び第三十二条の四第一項中、「受けるべき日」

とあるのは、「受けるべき日の属する年の一月一日」と、第三十二条の五中「属する月の翌月十日」とあるのは、「属する年の翌年一月十日（令附則第十八条の四の二第二項の規定により読み替えて準用する令第九条の二十第一項に規定する場合にあつては、その規定する日）」とする。

附則第二十一条の四の見出し中「譲渡損失の」の下に「損益通算及び」を加え、同条第三項を削り、同条第二項中「のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡（同法第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。）」を削り、「附則第十八条の五第二項」を、「附則第十八条の五第五項」に、「附則第十八条の五第三項」を、「附則第十八条の五第六項」に、「金額を」と「金額（第一項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。）」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第四項の規定の適用がある場合における附則第十六条の二第一項及び第二項並びに附則第二十一条第一項から第三項までの規定の適用については、附則第十六条の二第一項中「配当所得の金額（以下」とあるのは「配当所得の金額（附則第二十一条の四第四項の規定の適用がある場合には、計算した金額」とする。附則第二十一条の四第一項中「附則第三十五条の二の六第四項」を、「附則第三十五条の二の六第八項」に、「附則第十八条の五第一項」を、「附則第十八条の五第四項」に、「を限度として」を、「及び附則第十六条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）」を限度として」に、「の計算上」を、「及び上場株式等に係る配当所得の金額の計算上」に改め、同項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

県民税の所得割の納税義務者の平成二十二年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）に限り、附則第二十一条第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第十六条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十七条の十一の第三項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡（同法第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。

第五項において「上場株式等の譲渡」という。）をしたことにより生じた損失の金額として令附則第十八条の五第一項に規定するところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第二十一条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として令附則第十八条の五第二項に規定するところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定の適用がある場合における附則第十六条の二の規定の適用については、同条第一項中「配当所得の金額（以下」とあるのは、「配当所得の金額（附則第二十一条の四第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。附則第二十二條第五項を次のように改める。

5 第三項の規定の適用がある場合における附則第二十一条第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（附則第二十二條第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし」とする。附則第二十二條の二を削る。

附則第二十三條の三第三項中、「平成二十一年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の三」と及び、「同日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の一・二」とを削る。附則に次の一条を加える。

（旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例）

第二十四条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下この条において「整備法」という。）第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百六条第一項（整備法第百六条第一項（整備法第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。）の登記をしていないもの（整備法第百三十一条第一項の規定により整備法第四十五条の認可を取り消されたもの（以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。）にあつては、法人税法第一条第九号の二に規定する非営利型法人（以下この条において「非営利型法人」という。）に該当するものに限る。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第三十八条第一項の規定を適用する。

2 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百六条第一項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、非営利型法人に該当するものに限る。）については、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなして、第二十八条の二第一項の規定を適用する。

3 平成二十年十一月三十日において現に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十

三号) 第二条の規定による改正前の法人税法別表第二二号の指定を受けている外国法人については、平成二十五年十一月三十日までを開始する事業年度分の法人の県民税に限り、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなして、第二十八条の二第一項の規定を適用する。

4 整備法第四十一条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法百六条第一項の登記をしていないもの又は認可取消社団法人若しくは認可取消財団法人については、一般社団法人又は一般財団法人とみなして、第二十八条の二第一項及び第三十八条第一項の規定を適用する。

5 整備法第二条第一項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第三条第一項本文の規定の適用を受けるもの及び整備法第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人については、一般社団法人とみなして、第二十八条の二第一項及び第三十八条第一項の規定を適用する。

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条の二の次に一条を加える改正規定及び附則第十八項の規定 平成二十年十月一日

二 第三十八条第一項第一号口の改正規定及び附則に一条を加える改正規定 平成二十年十二月一日

三 第三十二条の七第二項の改正規定、附則第五条の三の改正規定、附則二十二条の二を削る改正規定及び附則第二十三条の三第三項の改正規定並びに附則第三項から第五項までの規定 平成二十一年一月一日

四 第二十四条、第二十七条及び第三十七条第一項第五号の改正規定、附則第四条の二第一項第一号及び第三号の改正規定、同条を附則第四条の三とする改正規定、附則第四条の次に一条を加える改正規定、附則第五条の四の次に一条を加える改正規定、附則第六条第二項の改正規定(同項に規定する「を削り、」が含まれている)を、「又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分を除く。(並びに附則第二十一条の二第二項の改正規定(及び次条第一項)を削る部分を除く。)並びに附則第六項から第八項までの規定 平成二十一年四月一日

五 第三十二条の四の改正規定、附則第六条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(「同項に規定する」を削り、「が含まれている」を、「又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限

る。)、附則第十六条の次に一条を加える改正規定、附則第二十一条の三の次に一条を加える改正規定及び附則第二十一条の四の改正規定並びに附則第九項から第十三項までの規定 平成二十二年一月一日

六 百十三号の改正規定、附則第二十一条第一項及び附則第二十一条の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(及び次条第一項)を削る部分に限る。(並びに附則第二十一条の三の改正規定並びに附則第十四項から第十六項までの規定 平成二十二年四月一日

七 附則第十一条の改正規定 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第七号)の施行の日

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成二十二年三月三十一日までの間に於ける改正後の宮城県県税条例(以下「新条例」という。)附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは、「及び附則第二十一条の三の規定の適用について」と、同条第一項とあるのは、「附則第二十一条第一項」と、とする」と、附則第二十一条の三第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(附則第二十一条第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする」とする。

3 平成二十一年一月一日前に支払を受けるべき改正前の宮城県県税条例(以下「旧条例」という。)附則第五条の三に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

4 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号。以下「平成二十年改正法」という。)による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二十六号。以下「新法」という。)(第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四条の二第九項又は第四条の三第十項の規定の適用を受けるものを除く。))に係る新条例第二十八条の六の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

5 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に行われる新条例第三十二条の六第二項に規定する対象譲渡等に係る新条例第二十八条の八及び第三十二条の七第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

6 新条例第二十七条及び附則第五条の五の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日以後に支出する新条例第二十七条第一項各号に掲げる寄附金について適用する。

7 新条例附則第四条の二の規定は、租税特別措置法第四十条第二項又は第三項の規定による同条第一項後段の承認の取消しが平成二十一年十二月一日以後にされる場合について適用する。

8 平成二十一年四月一日から同年十二月三十一日までの間における新条例附則第五条の五の規定の



適用については、同条中「附則第十六条の二第二項、附則第十七条第一項」とあるのは「附則第十七条第一項」と、同条第五号中「附則第十六条の二第二項、附則第十八条」とあるのは「附則第十八条」とする。

9 新条例附則第六条第一項及び第二項の規定は、平成二十二年以後の年度分の個人の県民税について適用し、旧条例附則第六条第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

10 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新条例附則第十六条の二第二項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二に相当する金額

二 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 一万二千円

ロ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から百万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

11 新条例附則第二十一条の三の二の規定は、平成二十二年一月一日以後に県民税の納税義務者が交付を受ける同条に規定する源泉徴収選択口座内配当等について適用する。

12 新条例附則第二十一条の四の規定は、平成二十二年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の県民税に係る旧条例附則第二十一条の四第一項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。

13 平成二十二年一月一日から同年三月三十一日までの間における新条例附則第二十一条の四第六項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「並びに附則第二十一条の三の規定の適用について」と、とあるのは「と」とする」とあるのは「と」と、附則第二十一条の三第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第二十一条の四第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とある」とする。

14 県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日前に行つた旧条例附則第二十一条の三第一項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成二十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

15 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に新条例附則第二十一条の四第二項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第二十一条の二第二項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第二十一条第一項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第五十二号）（附則第三条第十三項に規定するところにより計算した金額）（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する県民税の所得割の額は、新条例附則第二十一条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（平成二十年改正法附則第三条第二十三項の規定により読み替えて適用される新法附則第三十五条の二第五項の規定により読み替えて適用される新法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。以下この項において同じ。）が五百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の百分の一・二に相当する金額

二 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が五百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 六万円

ロ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から五百万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

16 新条例附則第二十一条の四第四項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（新条例附則第二十一条の四第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

（事業税に関する経過措置）

17 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。次項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散による清算所得に対する事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の

事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。)について、なお従前の例による。

18 新条例附則第十条の二の三の規定は、平成二十年十月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散による清算所得に対する事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

県税減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十二号

県税減免条例の一部を改正する条例

県税減免条例(昭和三十五年宮城県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「団体で」の下に「あつて」を加え、「又は社会事業若しくは公益事業を行う法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるもの(地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号。以下「法」という。)(第二十四条第六項の規定により法人とみなされるものを除く。)」を削る。

第七条の四第二号中「法に」を「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)(に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十三号

農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例(昭和四十七年宮城県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までの規定中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年十二月三十一日」に

改める。

附 則

(施行期日等)  
1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例(以下「新条例」という。)(第一条から第四条までの規定は、平成二十年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第一条又は第三条の規定により県税の課税免除の適用を受けようとする者に係る新条例第五条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合においては、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十四号

地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例(平成十一年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例(以下「新条例」という。)(第一条の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第一条の規定により県税の不均一課税の適用を受けようとする者に係る新条例第三条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合においては、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

企業立地促進のための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十五号

企業立地促進のための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

企業立地促進のための県税の特例に関する条例(平成十九年宮城県条例第百号)の一部を次のように改正する。

題名中「特例」を「課税免除等」に改める。

第一条中「第六条第二項」を「第六条」に、「不均一課税」を「課税免除及び不均一課税(以下「課税免除等」という。)」に改める。

第二条の見出し中「不均一課税」を「免除」に改め、同条中の税率は、宮城県条例(昭和十五年宮城県条例第四十二号。以下「県税条例」という。)(第四十一条並びに附則第十条の二及び第十條の二の二の規定にかかわらず、これらに規定する率に二分の一を乗じて得た率とする)を「免除する」に改める。

第三条中「県税条例」を「宮城県条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号。以下「県税条例」という。)」に改め、「第五十四条」の下に「及び附則第十条の八」を加え、「同条」を「これら」に改める。

第五条(見出しを含む。)(及び第六条(見出しを含む。)(中「不均一課税」を「課税免除等」に改める。

第八条第一項中「課税免除又は不均一課税」を「課税免除等」に改め、同条第二項中「第一条第一号中「四分の三」とあるのは、「二分の一」と、同条第三号中「八分の七」とあるのは、「二分の一」を「第二条中」の税率は、宮城県条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)(第四十一条、第四十七條並びに附則第十条の二及び第十條の二の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率とする」とあるのは、「を免除する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定(第五十四条の下に「及び附則第十条の八」を加え、「同条」を「これら」に改める部分に限る)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例第二条及び第八条の規定は、この

条例の施行の日(以下「施行日」という。)(以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項において同じ。))による清算所得に対する事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。))について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十六号

特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例の一部を改正する条例

特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例(平成十七年宮城県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項に次の二号を加える。

三 イノシシ部会 イノシシ

四 ニホンジカ部会 ニホンジカ

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。  
(部会委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成二十年八月三十一日までの間に任命された改正後の特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第五条第一項第三号及び第四号に掲げる部会に係る部会委員の任期は、同条第六項において準用する同条例第二条第三項の規定にかかわらず、平成二十一年七月三十一日までとする。

視覚障害者情報センター条例をここに公布する。

平成二十年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十七号

視覚障害者情報センター条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項及び第三項の規定に基づき、視覚障害者情報センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 点字刊行物、視覚障害者用の録音物等（以下「点字刊行物等」という。）を製作し、これらを視覚障害者の利用に供すること等により、視覚障害者の総合的な福祉の増進に資するため、視覚障害者情報センター（以下「情報センター」という。）を設置する。

2 情報センターは、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十四条に規定する視聴覚障害者情報提供施設とし、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮城県視覚障害者情報センター	仙台市

(業務)

第三条 情報センターにおいて、次に掲げる業務を行う。

- 一 点字刊行物等の製作及び利用に関すること。
- 二 点訳（文字を点字に訳すこと）をいう。）朗読等を行う奉仕員の養成に関すること。
- 三 視覚障害者への情報提供及び視覚障害に関する相談に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、情報センターの設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、情報センターの管理を行わせる。

(管理業務の範囲)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務
- 二 情報センターの維持管理に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

(開館時間)

第六条 情報センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、特

に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第七条 情報センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

- 一 日曜日（毎月の第一日曜日及び第三日曜日を除く。）及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(入館の拒否等)

第八条 指定管理者は、情報センターの施設、設備、器具等を損傷し、その他情報センターの管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる者に対し、その入館を拒否し、又はその退館を命ずることができる。

(損傷等の届出等)

第九条 情報センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、情報センターの施設、設備、器具等を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 前項に規定する損傷又は亡失が利用者の故意又は過失によるものと認められるときは、当該利用者は、当該損傷若しくは亡失をした情報センターの施設、設備、器具等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、情報センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(社会福祉施設条例の一部改正)

2 社会福祉施設条例（昭和四十八年宮城県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第二項の表身体障害者福祉法に規定する施設の項を削る。

温泉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月九日

○宮城県条例第四十八号

温泉法施行条例の一部を改正する条例

宮城県知事 村 井 嘉 浩

温泉法施行条例（平成十二年宮城県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。  
 第四条の二中「第十一条第二項」の下に、「又は第三項」を加え、同条の次に次の一条を加える。  
 （施設等の変更の許可の申請）

第四条の三 法第七条の二第一項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の許可（以下「掘削施設等変更許可」という。）を受けようとする者は、省令第四条の三第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 源泉の名称
- 二 掘削等の許可の番号

2 前項の申請書には、省令第四条の三第二項各号に掲げる書類のほか、法人にあっては登記事項証明書添付しなければならない。

第七条第一項中「第十一条第二項」の下に、「又は第三項」を加える。

第十一条及び第十二条を次のように改める。

（温泉の採取の許可の申請）

第十一条 法第十四条の二第一項の許可（以下「温泉採取許可」という。）を受けようとする者は、省令第六条の二第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 源泉の名称
- 二 掘削等の許可の年月日及び番号

2 前項の申請書には、省令第六条の二第二項各号に掲げる書類のほか、法人にあっては登記事項証明書添付しなければならない。

（温泉採取許可を受けた者の変更の届出）

第十二条 温泉採取許可を受けた者は、省令第六条の二第一項第一号に掲げる事項を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 温泉ゆう出地の地番
- 三 源泉の名称
- 四 温泉採取許可の年月日及び番号
- 五 変更の内容、理由及び年月日

2 前項の規定による届出には、法人にあっては登記事項証明書添付しなければならない。

（可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請）

第十二条の二 法第十四条の五第一項の確認（以下「可燃性天然ガス濃度確認」という。）を受けようとする者は、省令第六条の七第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 源泉の名称
- 二 掘削等の許可の年月日及び番号

2 前項の申請書には、省令第六条の七第二項各号に掲げる書類のほか、法人にあっては登記事項証明書添付しなければならない。

（可燃性天然ガス濃度確認を受けた者の変更の届出）

第十二条の三 可燃性天然ガス濃度確認を受けた者は、省令第六条の七第一項第一号に掲げる事項を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 温泉ゆう出地の地番
- 三 源泉の名称
- 四 可燃性天然ガス濃度確認の年月日及び番号
- 五 変更の内容、理由及び年月日

2 前項の規定による届出には、法人にあっては登記事項証明書添付しなければならない。

（温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請）

第十二条の四 法第十四条の七第一項の許可（以下「温泉採取施設等変更許可」という。）を受けようとする者は、省令第六条の十第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 源泉の名称
- 二 温泉採取許可の番号

2 前項の申請書には、省令第六条の十第二項各号に掲げる書類のほか、法人にあっては登記事項証明書添付しなければならない。

第十三条第一項中「温泉採取者」を、「温泉ゆう出地所有者以外の者であつて温泉採取許可若しくは可燃性天然ガス濃度確認を受けたもの」に改める。

第二十三条第一項第二号中「第六条第一項」の下に、「（法第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）法第十四条の三第一項又は法第十六条第一項」を加え、「土地の掘削の許可を受けた者である」を削り、同項第三号中「第七条第一項」の下に、「（法第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）法第十四条の四第一項又は法第十七条第一項」を加え、「掘削の」を削り、同項第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 掘削施設等変更許可を申請する者 一万六千円  
 第二十三条第一項第六号を次のように改める。  
 六 温泉採取許可を申請する者 三万五千円

第二十三条第一項第八号及び第九号を削り、同項第七号中「法第十五条第一項の規定による温泉利用の許可」を「利用許可」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 可燃性天然ガス濃度確認を申請する者 七千四百円  
 八 温泉採取施設等変更許可を申請する者 一万六千円

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、平成二十年八月一日から施行する。

( 経過措置 )

2 温泉法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百一十一号）附則第六条の確認を受けようとする者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の温泉法施行条例（以下「新条例」という。）第十二条の二の規定の例により、申請をしなければならない。

3 前項の確認を受けた者は、施行日前においても、新条例第十二条の三の規定の例により、変更の届出をしなければならない。

4 知事は、施行日前においても、新条例第二十三条の規定の例により、附則第二項の申請をしようとする者から、一件につき七千四百円を徴収する。

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十九号

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例（平成十七年宮城県条例第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

富県宮城推進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十号

富県宮城推進基金条例の一部を改正する条例

富県宮城推進基金条例（平成二十年宮城県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和二十五年宮城県条例第四十二号」の下に「附則第十条の二の三の規定により読み替えて適用される同条例」を、「ついで」の下に「同条例附則第十条の二の三の規定により読み替えて適用される」を加える。

附 則

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十一号

港湾施設管理条例の一部を改正する条例

港湾施設管理条例（昭和三十八年宮城県条例第四号）の一部を次のように改正する。  
 題名を次のように改める。

港湾施設等管理条例

第一条中「の規定により県が管理する港湾の港湾施設の」を「並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項及び第三項の規定に基づき、港湾施設の管理並びに暫定係留施設の設置及び」に改める。

第二条に次の一号を加える。

三 暫定係留施設 次条第一項の規定により港湾施設（法第二条第五項第十一号に規定する港湾施設用地（同条第六項の規定に基づき国土交通大臣が認定したものを含む。）に限る。）又は港湾区域に暫定的に設置される船舶の係留用の施設をいう。

第二条の次に次の一条を加える。

( 設置 )

第二条の二 レジャー用小型船舶の係留の適正化を図るため、暫定係留施設を設置する。  
2 暫定係留施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
レジャー用小型船舶暫定係留施設	宮城郡七ヶ浜町

第三条第一号中「港湾施設」の下に「及び暫定係留施設（以下「港湾施設等」という。）を加え、同条第三号中「係留施設又は荷さばき施設」を「法第二条第五項第三号に規定する係留施設（以下単に「係留施設」という。）又は同項第六号に規定する荷さばき施設（以下単に「荷さばき施設」という。）に改め、同条第五号中「水域施設」を「法第一条第五項第一号に規定する水域施設（以下単に「水域施設」という。）に改める。」に改める。

第四条中「港湾施設等」を「港湾施設等の」に改める。

第五条中「港湾施設」を「港湾施設等」に、「けい留」を「係留」に改める。

第七条第一項第一号中「港湾環境整備施設を除く。」を「法第二条第五項第九号の三に規定する港湾環境整備施設（以下単に「港湾環境整備施設」という。）を除く。」及び暫定係留施設に改め、同条第二項中「あたつて」を「当たつて」に、「港湾施設」を「港湾施設等」に改める。

第八条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「港湾施設」を「港湾施設等」に改め、同条第二項第二号中「港湾施設の一般使用」を「港湾施設等の一般使用」に改める。

第九条第一項中「レジャー用小型船舶物揚場」の下に「及びレジャー用小型船舶暫定係留施設」を加える。

第十条及び第十一条第四項第一号中「港湾施設」を「港湾施設等」に改める。

第十二条第一項中「一」を「いずれかに」に、「港湾施設」を「港湾施設等」に改め、同条第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「港湾施設」を「港湾施設等」に改める。

第十三条及び第十四条中「港湾施設」を「港湾施設等」に改める。

第十六条中「保管施設」を「法第二条第五項第八号に規定する保管施設（以下単に「保管施設」という。）に改める。

第十七条中「、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき」を削る。

別表第一第一号の表中

「**港湾施設の種類別**」

を「**港湾施設等の種類別**」

に改め、同表係留施設の項中

一月につき 三、八〇〇円 を

一月一区画につき 五、五〇〇円 に改め、同表荷さばき施設

の項中  
（一）ニユーマチックアンローダー 月額 七、二四〇円  
（二）ジブクレーン 月額 一、〇五〇円  
（三）ガントリークレーン 三十分につき 三、二〇〇円  
（四）ジブクレーン 三十分につき 五、〇〇〇円  
（五）ガントリークレーン 三十分につき 三、二〇〇円

（一）ジブクレーン 月額 一、〇五〇円  
（二）ガントリークレーン 三十分につき 三、二〇〇円  
（三）ジブクレーン 三十分につき 五、〇〇〇円

加える。

暫定係留施設	レジャー用小型船舶暫定係留施設	（一）係船環の間隔が二・五メートル以上三・五メートル未満のもの （二）係船環の間隔が三・五メートル以上四・五メートル未満のもの （三）係船環の間隔が四・五メートル以上のもの
		（一）一月一区画につき 三、七〇〇円 （二）一月一区画につき 三、九〇〇円 （三）一月一区画につき 四、一〇〇円

別表第一備考中第八号を削り、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 この表において「水道料金」とは、水道の給水管の口径が三十三ミリメートル以上で、かつ、使用量が一月につき二百立方メートルを超える場合に県が徴収されることになる料金の一方メートル当たりの額とする。

別表第一備考第四号の次に次の一号を加える。

五 この表においてレジャー用小型船舶物揚場の「一区画」とは、一の係船環を中心とした幅が二・五メートルのもの又は係船環の間隔が二・九メートル以上三・六メートル以下のもので、知事が定める区画とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年八月一日から施行する。ただし、別表第一第一号の表係留施設の項の改正規定は同年九月一日から、同表荷さばき施設の項の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十年九月一日前に許可を受けた係留施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 改正後の港湾施設等管理条例第七条第一項第一号の規定による暫定係留施設の使用の許可の申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十二号

県立都市公園条例の一部を改正する条例

県立都市公園条例(昭和三十四年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「の利用」を「に係る第六条第二項」に改め、同号を同条第一号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 指定管理公園に係る第四条第一項及び第三項の許可に関する業務

第四条第一項中「知事」の下に「指定管理公園に係る行為にあつては、指定管理者、以下この条において同じ。」を加える。

第十条第一項中「許可」の下に「指定管理者の許可(松島公園に係るものを除く。)を除く。」を加える。

第十二条の二第一項中「第六条第二項」を「第四条第一項若しくは第三項の許可(指定管理者の許可(松島公園に係るものを除く。))に限る。次項において同じ。若しくは第六条第二項」に「及び」を「又は」に、「有料公園施設の」を「その行為又は」に改め、同条第二項中「定める基準額」の下に「(第一号にあつては、使用料の額に相当する額)」を、「当該基準額」の下に「(第一号にあつては、当該使用料の額に相当する額)」を加え、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 第四条第一項又は第三項の許可を受けた行為に係る利用料金 別表第四第三号の表に定める使用料の額に相当する額

二 前号に掲げるもの以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準額

イ 宮城野原公園 別表第七に定める基準額

ロ 仙台港多賀城地区緩衝緑地 別表第八に定める基準額

八 岩沼海浜緑地 別表第九に定める基準額

二 宮城県総合運動公園 別表第十に定める基準額

第十二条の二第二項第三号及び第四号を削り、同条第四項ただし書中「利用者」の下に「又は温水シャワーを利用する者」を、「事由により」の下に「その許可に係る行為又は」を加え、「を利用」を「(駐車場を除く。)の利用」に改め、同条第五項中「有料公園施設の利用が団体によるものであり、かつ、入場料を徴収しないものであるときは」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、同表第二号の表に掲げる場合にあつては、有料公園施設の利用が団体によるものであり、かつ、入場料を徴収しないものであるときに限る。

第十二条の二に次の一項を加える。

7 第四条第一項又は第三項の許可を受けた行為に係る面積に、一平方メートル未満の端数を生じたときは、その端数を一平方メートルとして、利用料金の額を計算する。

第十三条第二項中「知事」の下に「(第二条の二に掲げる業務に係るものにあつては、指定管理者、次条において同じ。)」を加える。

第十四条第一項中「(第二条の二に掲げる業務に係るものにあつては、指定管理者)」を削る。

別表第一宮城野原公園の項を次のように改める。

宮城野原公園	宮城球場 宮城自転車競技場 宮城テニスコート 宮城相撲場
--------	---------------------------------------

別表第三宮城野原公園の項を次のように改める。

宮城野原公園	宮城球場 宮城自転車競技場 宮城テニスコート 宮城相撲場	午前八時から午後五時まで(四月一日から十月三十一日までの期間にあつては、午前七時から午後九時(職業野球公式戦は、試合終了時)まで)	一月曜日(休日に当たるときは、その翌日の日が休日になるときは、その日後においてその日に最も近い休日にない日) 翌年の一月三十一日までの日
--------	---------------------------------------	---	---

別表第四中「(第十条関係)」を「(第十条、第十二条の二関係)」に改め、同表第三号の表広告の項中「一平方メートル」を「表示面積一平方メートル」に改める。

別表第七第一号の表宮城陸上競技場の項及び別表第七第二号の表宮城陸上競技場の項を削る。

別表第十一を次のように改める。



別表第十一（第十二条の一関係）

一 第四条第一項又は第三項の許可を受けた行為に係る利用料金

利用料金を免除する場合

利用料金の免除の割合

一 国、地方公共団体及び公共的団体が、直接かつ無償で公共の用に使用するとき。

十割

二 災害その他緊急事態の発生により応急施設として使用するとき。

十割

二 第六条第二項の許可を受けた利用に係る利用料金

公園名

有料公園施設

利用料金の免除の割合

宮城野原公園

宮城球場  
宮城自転車競技場  
宮城テニスコート  
宮城相撲場

一 国又は地方公共団体が主催して利用するとき。  
二 県内の小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）が児童又は生徒のために利用するとき。  
三 中学校体育連盟及び高等学校体育連盟が総合体育大会のために利用するとき。  
四 教育委員会が主催してスポーツに関することに利用するとき。  
五 県が国民体育大会及び国民体育大会のために利用するとき。  
六 国際競技大会及び国民体育大会に参加する県内の選手強化のため、責任者の監督の下に利用するとき。

三割  
三割  
五割  
十割  
十割  
十割  
五割

宮城県総合運動公園

宮城スタジアム（照明施設を除く）  
宮城スタジアム補助競技場  
投てき場  
総合体育館（冷暖房施設及び電気設備を除く）  
総合プール（冷暖房施設を除く）  
テニスコート  
（照明施設を除く）

一 国又は地方公共団体が主催して利用するとき。  
二 県内の小学校、中学校及び高等学校が児童又は生徒のために利用するとき。  
三 中学校体育連盟及び高等学校体育連盟が総合体育大会のために利用するとき。  
四 教育委員会が主催してスポーツに関することに利用するとき。  
五 県が国民体育大会及び国民体育大会のために利用するとき。  
六 国際競技大会及び国民体育大会に参加する県内の選手強化のため、責任者の監督の下に利用するとき。

八割  
五割  
九割  
十割  
十割  
十割  
五割

総合体育館（冷暖房施設及び電気設備に限る） 総合プール（冷暖房施設に限る）	二 教育委員会が主催してスポーツに関することに利用するとき。 三 県が国民体育大会及び国民体育大会のために利用するとき。 四 国際競技大会及び国民体育大会に参加する県内の選手強化のため、責任者の監督の下に利用するとき。	十割 十割 十割
--	---	----------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の改正前の県立都市公園条例（以下「旧条例」という。）第四条第一項の規定による許可の申請及びその許可については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第四条第一項の許可に係る改正後の県立都市公園条例（以下「新条例」という。）第四条第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

（準備行為）

4 新条例第十二条の二第二項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十三号

県営住宅条例の一部を改正する条例

県営住宅条例（昭和三十五年宮城県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「敷金の減免若しくは徴収の猶予」の下に、「第二十九条第三項の規定による明渡し  
の請求、第三十一条第一項の規定によるあつせん等」を加える。

第五十六条中「行わせる」の下に「ことができる」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 入居の申込みの受付に関する業務

二 入居者に対する指導及び連絡に関する業務

- 三 県営住宅、共同施設、地区施設及び改良住宅駐車場の維持管理に関する業務
  - 四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務
- 第五十七条を次のように改める。

(宮城県住宅供給公社による管理)

第五十七条 知事は、法第四十七条第一項の規定により、この条例に基づき普通県営住宅及び共同施設の管理を宮城県住宅供給公社に行わせることができる。

2 知事は、前項の規定により普通県営住宅及び共同施設の管理を行わせる場合には、次に掲げる権限を宮城県住宅供給公社に行わせることができる。

- 一 第四条第一項の規定により入居者を公募すること。
- 二 第五条(第四号を除く。)の規定により特定の者を普通県営住宅に入居させること。

三 第七条第一項の規定による入居の申込みを受理すること、同条第一項の規定により入居予定者及び入居補欠者を決定すること、同条第三項の規定により入居予定者又は入居補欠者として決定すること、同条第四項の規定により入居予定者を決定すること、同条第五項の規定により入居予定者として決定すること、同条第六項の規定により入居予定者又は入居補欠者として決定した者に通知すること並びに同条第七項の規定により通知すること。

四 第八条の規定により入居予定者として決定すること。

五 第九条第一項ただし書の規定により期間を延長すること、同項第一号に規定する請書を受理すること、同条第二項の規定により入居を許可し、入居可能日を通知すること、同条第三項ただし書の規定により期間を延長すること及び同条第四項の規定により入居予定者の決定又は入居の許可を取り消すこと。

六 第十条第一項ただし書の規定により入居予定者に特別の事情があると認めると、同条第二項の規定により連帯保証人を適当と認めると、同条第三項の規定により連帯保証人の交替を請求すること及び同条第四項の規定による届出を受理すること。

七 第十一条第一項の規定により同居の承認をすること。

八 第十二条第一項の規定により入居の承継の承認をすること。

九 第二十三条の規定による届出を受理すること。

十 第二十五条ただし書の規定により併用の承認をすること。

十一 第二十六条第一項ただし書の規定により模様替等の承認をすること。

十二 第二十九条第三項の規定により明渡しを請求すること及び同条第六項の規定により同条第三項の期限を延長すること。

十三 第三十一条第一項の規定によりあつせん等を行うこと。

十四 第三十三条の規定により第二十九条第三項の規定による明渡しの請求又は第三十一条第一項の規定によるあつせん等に関し、入居者の収入の状況について報告を求め、又は必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めること。

十五 第三十八条の規定により検査を行うこと。

十六 第三十九条第一項の規定により明渡しを請求すること及び同条第六項又は第七項の規定により通知すること。

十七 第四十六条第一項の規定による使用の申込みを受理すること、同条第二項の規定により使用予定者及び使用補欠者を決定すること、同条第三項の規定により使用予定者として決定すること、同条第四項の規定により使用予定者を決定すること、同条第五項の規定により使用予定者として決定すること、同条第六項の規定により使用予定者として決定しないこと並びに同条第七項の規定により通知すること。

十八 第四十七条第一項ただし書の規定により期間を延長すること、同条第二項の規定により使用を許可し、使用可能日を通知すること、同条第三項ただし書の規定により期間を延長すること及び同条第四項の規定により使用予定者の決定又は使用の許可を取り消すこと。

十九 第四十八条の規定により承継の承認をすること。

二十 第五十二条第一項の規定により明渡しを請求すること及び同条第四項の規定により通知すること。

二十一 第五十五条第一項の規定により検査をさせ、又は指示をさせること。

3 第一項の規定により普通県営住宅及び共同施設の管理を宮城県住宅供給公社に行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条、第七条第二項、第三項及び第四項、第九条第二項、第十二条第一項、第二十二條、第二十五条、第二十六条、第三十八条、第三十九条第一項各号列記以外の部分並びに第五十五条第一項	知事	宮城県住宅供給公社の理事長
第五条	知事	普通県営住宅
	各号	各号(第四号を除く。)
	県営住宅	普通県営住宅
第七条第一項、第三十八条の見出し、第三十九条の見出し、同条第一項第四号及	県営住宅	普通県営住宅

